

## 尼崎市環境審議会条例

公布 平成6年7月12日 尼崎市条例第17号

### （設置）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、市長の付属機関として、尼崎市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （所掌事項）

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- （2） 環境の保全に関する事項に関し、市長に意見を述べること。

### （組織）

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 市議会議員
- （3） 市民の代表者
- （4） 産業界の代表者
- （5） 関係行政機関の職員

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （招集）

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

### （会議）

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員(臨時委員を含む。次条及び第10条第3項において同じ。)で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第5条第2項、第6条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条中「委員」とあるのは、「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第10条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(尼崎市公害対策審議会条例の廃止)

2 尼崎市公害対策審議会条例(昭和47年尼崎市条例第27号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 最初に招集される審議会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(尼崎市民の環境をまもる条例の一部改正)

4 尼崎市民の環境をまもる条例(昭和48年尼崎市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第25条第3項中「尼崎市公害対策審議会」を「尼崎市環境審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。